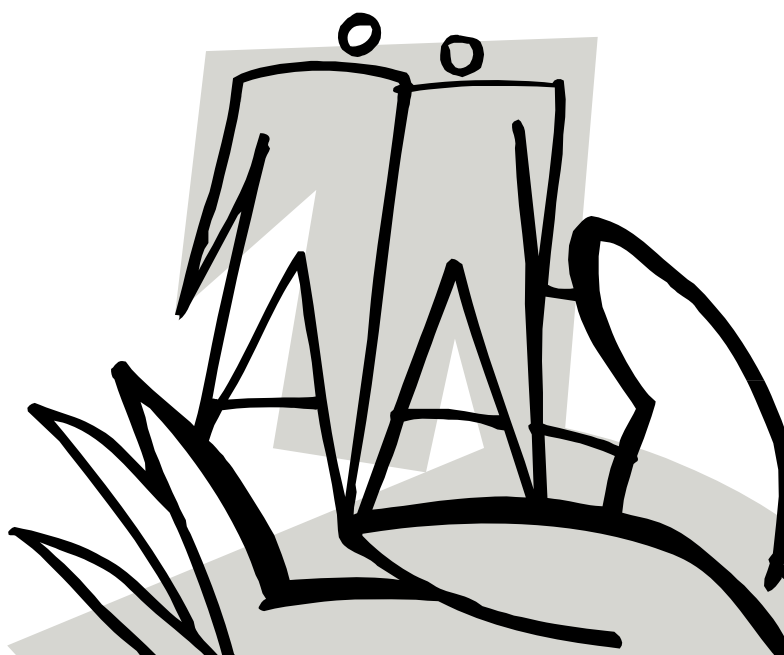


障がい者福祉マップ



新冠町

も く じ

1	障がい者手帳に関すること	1
2	補装具・日常生活用具に関すること	1
3	手当・年金に関すること	3
4	医療費の助成等に関すること	5
5	交通費の助成等に関すること	6
6	公共料金、税等の助成・減免に関すること	8
7	住宅・生活に関すること	9
8	その他の制度に関すること	12

障がい者制度や手続きの概要



1 障がい者手帳

《問い合わせ先：保健福祉課 保健福祉グループ（福祉）》

（１）身体障害者手帳

身体障がい者（児）には福祉の各種援護を受けるために、障がいの程度に応じて１～６級までの手帳が交付されます。

■手続きに必要なもの

- ・ 指定様式による診断書・顔写真（縦４cm 横３cm）・印鑑

（２）療育手帳

知的障がい者（児）には、福祉の各種援護を受けるために障がいの程度に応じて手帳が交付されます。（重度「Ａ」 中・軽度「Ｂ」）

■手続きに必要なもの

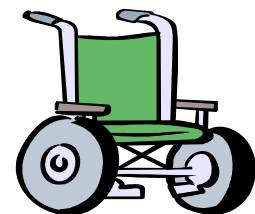
- ・ １８歳未満の方は児童相談所、１８歳以上の方は北海道心身障害者総合相所の判定が必要です
- ・ 顔写真（縦４cm 横３cm）・印鑑

（３）精神障害者保健福祉手帳

精神障がい者には、福祉の各種援護を受けるために障がいの程度に応じて１～３級までの手帳が交付されます。

■手続きに必要なもの

- ・ 医師の診断書、印鑑



2 補装具・日常生活用具

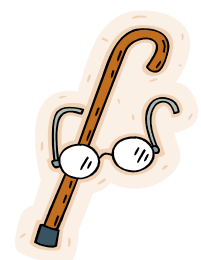
《問い合わせ先：保健福祉課 保健福祉グループ（福祉）》

（１）補装具の交付

障がい者手帳をお持ちの方に、失われた機能を補うための補装具を交付し、修理も行います。

《補装具の種類一例》

- 視覚障がい・・・盲人安全つえ、義眼、眼鏡など
- 聴覚障がい・・・補聴器など
- 肢体不自由・・・義手、義足、装具、車椅子、など



ご注意ください

- ※ 必ず、購入前に相談・申請をしてください。
- ※ 原則、購入費用の1割を自己負担とさせていただきます。
- ※ 労働災害の場合は、各事業所か労働基準監督署に相談してください。
- ※ 介護保険の対象となっている方は、補装具の種類によって介護保険からの給付・貸与になる場合があります。

(2) 日常生活用具給付・貸与

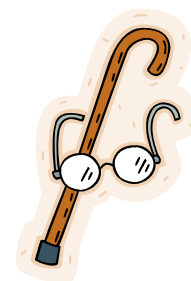
在宅の重度の障がい者（児）の日常生活が円滑に行われるため必要な生活用具の給付・貸与を行っています。

《日常生活用具の種類一例》

- 視覚障がい・・・点字タイプライター、盲人用電卓等
- 聴覚障がい・・・文字放送デコーダー、通信装置等
- 肢体不自由・・・便器、手すり、歩行支援用具、入浴補助用具等
- 呼吸機能障がい・・・ネブライザー、電気式たん吸引器
- ぼうこう又は直腸障がい・・・ストマ用装具（蓄便尿袋）、紙おむつ
- 知的障がい・・・特殊マット、頭部保護帽等

ご注意ください

- ※ 必ず、購入前に相談・申請をしてください。
- ※ 原則、購入費用の1割を自己負担とさせていただきます。
- ※ 介護保険の対象となっている方は、用具の種類によって介護保険からの給付・貸与になる場合があります。



3 手 当・年 金

(1) 特別障害者手当 《問い合わせ先：保健福祉課 保健福祉グループ（福祉）》

精神や身体に重度の障がいをもつ20歳以上の方で、その障がい極めて重度のため、日常生活上、常時、特別の介護を要する方に支給されます。

＜支給額＞ 月額 27,200円（H31～）

＜支給制限＞ 施設に入所する場合で、本人・費用義務者等の所得が一定の基準を超える場合、また、3ヶ月を超えて病院に入院、介護老人保健施設等に入所した場合は支給されません。

(2) 障害児福祉手当 《問い合わせ先：保健福祉課 保健福祉グループ（福祉）》

精神や身体に重度の障がいをもつ20歳未満の方で、その障がい極めて重度のため、日常生活上、常時、特別の介護を要する方（障がい1・2級の一部、知能指数が概ね20以下の重度の知的障がい児など）に支給されます。

＜支給額＞ 月額 14,790円（H31～）

＜支給制限＞ 施設に入所する場合で、本人・費用義務者等の所得が一定の基準を超える場合、また、障がいを理由とする公的年金を受けている場合は支給されません。

(3) 特別児童扶養手当 《問い合わせ先：町民生活課 町民生活グループ（社会）》

精神または身体に重度の障がいを有するため日常生活において常時介護を要する20歳未満の障がい児童（身障1～3級及び知的障がい中度以上、又はこれに準ずる児童）を養育する保護者に対して支給されます。

＜支給額＞ 1級該当 月額 52,200円（H31～）

2級該当 月額 34,770円（H31～）

＜支給制限＞ 障害児福祉手当と同じ制限があります。



(4) 介護手当 《問い合わせ先：保健福祉課 保健福祉グループ（福祉）》

在宅の重度心身障がい者・特定疾患患者の福祉増進を図り、介護者の労を労うため介護手当が支給されます。

＜支給対象＞ 在宅の65歳未満の身障1・2級の方で6ヶ月以上の寝たきり、の障がい者で、介護保険法の要介護認定者以外の方。

＜併給調整＞ 他の手当や年金受給者には支給されない場合があります。

＜支給額＞ 月額 10,000円

＜支給制限＞ 介護者の前年度の所得額、また配偶者や扶養義務者の前年の所得により支給が制限されます

(5) 心身障害者扶養共済制度 《問い合わせ先：保健福祉課 保健福祉グループ（福祉）》

心身障がい者（児）を扶養している保護者が、一定額の掛金を納入（減免制度あり）することにより、保護者が万一死亡（又は重度障がい）したときに、残された心身障がい者（児）に終身の年金を支給して、生活の安定を図る制度です。

＜加入対象者＞

身体障がい者手帳1～3級所持者、知的障がい者、またはこれらと同程度の永続的障がいがあると認められた方を扶養している方で65歳未満の方。

＜掛 金＞

加入者の年齢により1口につき月額3,500円～13,300円
(2口まで加入できます)

＜年 金 額＞

- 1口加入者 月 額 20,000円
- 2口加入者 月 額 40,000円



(6) 外国人障害者福祉給付金 《問い合わせ先：保健福祉課 保健福祉グループ（福祉）》

昭和57年1月1日現在、満20歳に達していた在日外国人の重度身体障がい者で、障がいを事由とした公的年金を受給していない方が対象です。

＜支 給 額＞ 月 額 10,000円～25,000円

＜支 給 方 法＞ 申請のあった翌月分から口座振込で支給されます。(年3回)

(7) 障 害 年 金 《問い合わせ先：町民生活課 町民生活グループ（社会）》

国民年金・厚生年金等各種公的年金に加入している方が、それぞれ法に定める受給資格及び障がい程度に該当するときに、障害基礎年金・障害厚生年金が支給されます。

＜障害基礎年金＞

国民年金加入中の方が、病気やけがで障がい者になったときに支給されます。

＜障害厚生年金＞

厚生年金加入期間中に初診日のある病気やけがで障がい者（1～2級）になったとき、障害基礎年金に上乗せして支給されます。

ただし、1・2級に該当しない軽い障がいには3級障害厚生年金が支給されます。

ご注意ください

※身体障害者手帳の等級と年金法で定める等級は必ずしも一致しませんのでご注意ください。

4 医療費の助成等

《問い合わせ先：保健福祉課 ・ 静内保健所》

(1) 重度心身障害者（児）医療費助成事業 《問い合わせ先：保健福祉課

保健福祉グループ（医療給付）》

重度の障がいをもつ方が保険医療機関等で、診療を受けた場合、保険診療による自己負担額の一部、又は全部を助成する制度です。

＜対 象 者＞

- 身体障害者手帳1・2級及び3級（内部障がい）を所持している方
- 療育手帳A判定又は重度知的障がいと判定、診断された方
- 精神保健福祉手帳1級（通院のみ）

※受給資格要件には所得制限があります。

＜助成の範囲＞

- 入院、通院に係る医療費の自己負担額



(2) 自立支援医療（更生・育成・精神）

＜更 生＞

《問い合わせ先：保健福祉課 保健福祉グループ（福祉）》

身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方がその障がいを除去し又は軽くすることによって日常生活を容易にする期待が持たれる場合に、自立支援医療受給者証の交付を受けて指定医療機関で医療を受けることができます。

（例・・・膝人工関節置換術、人工透析など）

※ 世帯の前年の町民税額等により自己負担があります。

＜育 成＞

《問い合わせ先：保健福祉課保健福祉グループ（福祉）》

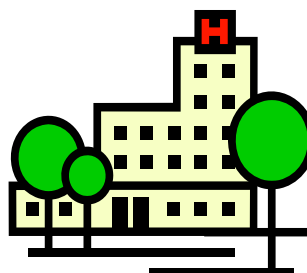
18歳未満の身体（肢体・視覚・聴覚・音声言語・そしゃく等）機能障がい、もしくは、先天性の内臓疾患、心臓疾患をもつ児童が指定医療機関で疾患を軽くする医療を受けるときの医療費等の給付を行っています。

※ 世帯の前年の町民税額等により自己負担があります。

(3) 後期高齢者医療

《問い合わせ先：保健福祉課 保健福祉グループ（医療給付）》

75歳(身体障害者手帳1～3級と4級のうち一部の障がいは65歳)以上の高齢者の方は後期高齢者医療により、かかった医療費のうち1割負担で医療を受けることができます。



5 交通費の助成等

《問い合わせ先：保健福祉課 保健福祉グループ（福祉）》

（１）重度障害者福祉ハイヤー利用料金助成事業

在宅の重度障がい者の方が、通院に利用するハイヤー料金の一部を助成します。

＜対 象 者＞

- 身体障害者手帳１・２・３級で次の障がいをもつ方で外出時に介護の必要な方
 - ・１級（下肢障がい・体幹機能障がい・視力障がい・）
 - ・２級（下肢障がい・体幹機能障がい）
 - ・３級（腎臓機能障がい）
 - 新冠町寝たきり老人介護手当の要件を満たす方
 - 重度の障がいをもつ児童や障がいの療育指導のため通園する児童、又は病院に通院する児童で、介護を要すると認められる方
- ※上記に該当する方のうち、移送サービスの利用が可能な方は移送サービスを優先していただきます。



＜助成の額＞

町が指定するハイヤー業者の６０回分の往復を、利用券によって助成します。
※腎臓機能障がいによる透析治療の通院に対しては、必要な分を助成します。

（２）タクシー運賃割引

身体障害者手帳又は療育手帳を所持している方がタクシーを利用するときは、その運賃が１割引になります。乗車の際、運転手に手帳を提示してください。

（３）有料道路通行料金割引

＜対 象 者＞

- 身体障害者手帳を交付を受けた方で、自ら自動車を運転する方
- 第１種身体障がい者、重度知的障がい者（療育手帳Ａ）の方が同上し、その移動のために介護者が自動車を運転する場合。

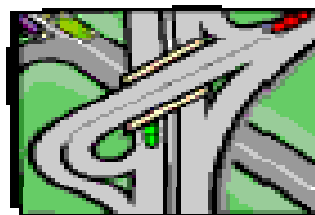
＜手 続 き＞

- 身体障害者（療育）手帳、車検証、運転免許証を用意してください。
※ＥＴＣをご利用の方はセットアップ証明書、ＥＴＣカードが必要です。

＜割 引 内 容＞

- 半額となります。

ご注意ください



※ 割引制度を利用できる車輛は、１台で自家用乗用車に限ります。

(4) JR・バス・航空運賃割引 **《問い合わせ先：JR・バス・航空 各会社》**

身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方が列車、バスなどを利用するときの料金が割引になります。利用の際は必ず手帳を携帯し、料金支払の際に係員に手帳を提示してください。

手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄」の種別により割引区分は次のとおりとなります。



区分	第1種の方	第2種の方
JR 旅客運賃 (バスを除く)	・本人のみ利用の場合・・・50%割引 (片道 101 km以上の普通乗車券のみ) ・介護者同伴の場合 本人及び介護者・・・50%割引 (普通乗車券・定期乗車券・普通回数乗車券・普通急行券が対象)	・本人のみ利用の場合・・・50%割引 (片道 101 km以上の普通乗車券のみ) ※定期乗車券については、12 歳未満の児童と介護者が同伴で利用する場合に、介護者のみ 50%割引
バス運賃	・本人のみ利用の場合・・・50%割引 ・介護者同伴の場合 本人及び介護者・・・50%割引 ※定期乗車券については介護者が同伴で利用する場合にともに 30%割引	・本人のみ利用の場合・・・50%割引
航空運賃	・本人のみ利用の場合・・・25～37%割引 ・介護者同伴の場合 本人及び介護者・・・25～37%割引 ※療育手帳所持者で第1種の方は、単独利用のとき割引は受けられません	・本人のみ利用の場合・・・25～37%割引

ご注意ください

地下鉄やフェリーなどは、会社により割引制度が異なります。
ご利用の際は各会社にご相談ください。



(5) じん臓機能障害者通院交通費助成 **《問い合わせ先：保健福祉課**

保健福祉グループ（福祉）》

じん臓機能障がいにより人工透析を受けるため、町外の医療機関へ通院している場合、通院する経費の軽減を図るため、世帯の所得税額により交通費が補助されます。詳しくはお問い合わせください。

(6) 指定駐車禁止場所の適用除外 <問い合わせ先：静内警察署>

身体障害者手帳の交付を受けている歩行困難な方、及び療育手帳の交付を受けている方が使用する車輛は、公安委員会から「身体障害者駐車禁止除外標章」（有効期限3年）の交付を受けることができます。

<対象者>

- 視覚障がい2級以上、下肢・体幹・平衡機能障がい5級以上
心臓・じん臓・呼吸機能障がい1級
ぼうこう又は直腸障がい3級以上の方



<手続き>

- 身体障害者（療育）手帳、運転免許証、住民票（運転免許証の住所が違う場合）、印鑑を持参の上、
静内警察署へ申請してください。

6 公共料金、税等の助成・減免

<問い合わせ先：保健福祉課 保健福祉グループ（福祉）

(1) NHK放送受信料の減免

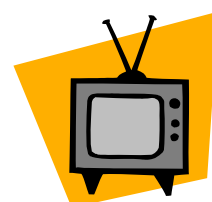
または NHK室蘭放送局>

<全額免除>

- 身体・知的・精神の各障がい者手帳を所持している方がいる非課税世帯の場合

<半額免除>

- 契約者である世帯主が視覚障がい者、聴覚障がい者、及び身体障害者手帳2級以上の肢体不自由者の場合
- 重度の知的・精神障がいがある世帯主で受信契約者の場合
※ NHK室蘭放送局（TEL 0143-22-7271）



(2) 税の減免

<問い合わせ先：財務課 税務グループ>

<所得税の所得控除>

- 特別障害者控除（身障1～2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級）40万円
- 障害者控除（身障3～6級、療育手帳B、精神保健福祉手帳2～3級）27万円

<道町民税の所得控除>

- 特別障害者控除（身障1～2級、療育手帳A）30万円
- 障害者控除（身障3～6級、療育手帳B、精神保健福祉手帳2～3級）26万円

<相続税の免除>

- 相続税法により、身体障がい者又は知的障がい者の方が相続によって財産を取得した場合、相続税額から、その方が85歳に達するまでの年数に身障1～2級（療育手帳A）は20万円、身障3～6級（療育手帳B）は10万円を乗じた額が控除されます。

＜自動車税（軽自動車税）・自動車取得税の減免＞

《問い合わせ先》 普通乗用車：日高振興局 税務課 22-9061

軽自動車：新冠町役場 税務課 47-2115

●身体障がい者が取得し、又は所有する自動車等（18歳未満の方は生計を共にする方が取得、所有する自動車を含む）について減免が受けられます。

7 住宅・生活

《問い合わせ先：保健福祉課 保健福祉グループ（福祉）》

（１）住宅改修費の給付

日常生活を営むのに著しく支障のある障がい者等が段差解消など住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費、及び住宅の改修工事費を給付します。

＜支給対象＞

町内に居住する方で、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を有する方で次の要件に該当する方。

- 1）著しい障がいのため常時臥床しその状態が継続している障がい者等
- 2）重度の歩行機能障がいのため、車椅子等を使用しなければ外出困難な障がい者等
- 3）障がいのため外出困難と判断される障がい者等

＜支給額＞

支給額の上限 200,000円

※原則として、給付額の1割は自己負担となります。



（２）点字図書の給付

身体障害者手帳交付者のうち、視覚障がいの認定を受けた方に点字図書を給付します。

＜支給対象＞

町内に居住する視覚障がい者等で情報の入手を点字によって行う方

＜支給の内容＞

点字翻訳にかかる経費を給付します。《年間6タイトル・24巻が限度です》
（点字翻訳しようとする図書の購入費用は自己負担となります）

（３）移動支援

障がい等をお持ちの方に、地域の特性などを考慮した移動支援を行います。

＜対象者＞

町内に居住する障がい者等で生活上必要な外出、余暇活動など社会参加のために移動支援が必要な方に、移動形態に応じた支援を行います。

<支援の内容>

支援内容は、それぞれの形態に応じ、次の支援を行います。

- 1) 個別支援が必要な方には、マンツーマンで移動支援します。
- 2) グループで同一目的の移動が必要な場合には、複数の方を同時に移動していただきます。
- 3) 行事に複数の方が参加するなど、経路を決めて乗車することが適当な場合は、移動車輛の運行をします。

※原則として、給付額の1割は自己負担となります。

(4) 身体障害者用自動車改造費の助成

重度の障がい者の自立した生活、社会活動への参加等を促進するため、自らが所有し運転する自動車を改造する場合に、改造費用を助成します。

<対 象 者>

町内に居住する障がい者の方で、次の全てに該当することが必要です。

- 1) 身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、上肢機能障がい、下肢機能障がい、体幹機能障がいの1級又は2級の方
- 2) 自動車運転免許証を所有している方
- 3) 就労等に伴い、自動車の操行装置、駆動装置等を改造する必要がある方
- 4) 前年の所得金額が特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方。

<助成の内容>

助成金額の上限 100,000円

※ 助成金額を超える費用は、自己負担になります。



(5) 日中一時支援

家族の就労等により、家庭において一時的に監護を受けられない障がい者の方に、日中の活動の場を提供し、家族の一時的な負担軽減を行います。

<対 象 者>

町内に居住する在宅の障がい者で、日中において家族の就労等の理由で監護する者が不在となり、一時的に見守り等の支援が必要な方。

<支援の内容>

町が指定した施設で、一時的な日中の生活をしていただきます。

(※宿泊することはできません)

＜利用料金＞

次の区分により個人負担があります。

区 分	1 時間当たり 負担額	送迎加算 (片道)	1 ヶ月の個人 負担の上限額は 月額 7,500 円
町民税課税世帯	100円	54円	
町民税非課税世帯	0円	0円	
生活保護世帯	0円	0円	

（６）移送サービス

在宅の障がい者の方が福祉サービスや医療、療育等を受けるため送迎を要する場合には自宅から、各施設までの送迎サービスを行います。

＜対 象 者＞

町内に居住する在宅の方で、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を有する方で次の要件に該当する方。

- 1) 身体・精神上の著しい障がいのため常時臥床しており、その状態が継続している障がい者等
- 2) 重度の歩行機能障がいのため車椅子等の補助具を使用しなければ外出困難な障がい者等
- 3) 身体・精神上の障がいのため外出困難な方で、サービス提供が必要と認められる方。

＜利用料金＞

無 料



（７）寿入浴券の交付 ≪問い合わせ先：保健福祉課 保健福祉グループ（福祉）≫

町内在住で次の手帳をお持ちの方は、新冠温泉の入浴券の交付が受けられます。

＜対 象 者＞

身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの方

＜申請に必要なもの＞

上記手帳・印鑑・顔写真（身分証を作成します）

ご注意ください

- ◎ 交付枚数は、年間36枚です。
年度途中で、手帳交付された場合は、月割りで交付します。
- ◎ 36枚の入浴券を全て使用した場合、身分証を温泉窓口に提示することで入浴料金が100円割引となります。



- (8) **ごみ処理手数料の助成** ≪問い合わせ先：町民生活課 町民生活グループ（環境衛生）≫
常時、オムツを使用している寝たきりや認知症の方、車椅子での生活をしている方に、ごみ処理助成券「エンゼル券」と指定ごみ袋を、年間30枚交付します。

＜対 象 者＞

常時、オムツを使用している方

- ・寝たきり状態の方
- ・車椅子生活の方
- ・認知症の方

＜申請に必要なもの＞

印鑑・介護保険被保険者証又は身体障害者手帳

＜助成内容＞

「エンゼル券」と「指定ゴミ袋」 30枚（年間）

- (9) **手話通訳者の派遣** ≪問い合わせ先：保健福祉課 保健福祉グループ（福祉）≫

聴覚又は音声機能もしくは言語障がいの有する方が、外出の際に意思の疎通が円滑に行えるよう、手話通訳者を派遣します。

＜対 象 者＞

身体障害者手帳をお持ちの方で、聴覚又は音声機能もしくは言語障がい有する方

ご注意ください

- ・手話通訳者の派遣区域は新冠町内とし、宿泊を伴う派遣はできません。

8 そ の 他



- (1) **電話番号無料案内（104番）**

＜対 象 者＞

- ・身体障害者手帳をお持ちの方で、視覚障がい者1級～6級の方
- ・身体障害者手帳をお持ちの方で、肢体不自由（上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい、但し下肢障がいは除かれます）の方で1～2級の方
- ・療育手帳をお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

＜手 続 き＞

- ・詳しくは TEL 0120-104-174
「ふれあい番号案内」にお問い合わせください。



(2) 公衆電話料金の割引

<対 象 者>

- ・身体障害者手帳をお持ちの方で、聴覚障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい（それぞれ1～6級）の方

<手 続 き>

- ・詳しくは、TEL 0120-121-444「クレジット通話案内」にお問い合わせください。

(3) 携帯電話使用料の割引



<対 象 者>

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。

<手 続 き>

- ・詳しくは、各携帯電話会社にお問い合わせください。

(4) 雇用促進（就職相談）

公共職業安定所（ハローワーク）では、障がい者の方が求職申込すると、障がいの状況、技能、知識、適正、希望等を本人と相談の上で登録し、就業の紹介を行います。

※詳しくは、公共職業安定所（ハローワーク 42-1734）へお問い合わせください。

(5) 心身障害者相談員

町内には北海道知事から委嘱を受けた心身障がい者相談員が配置され、いろいろな相談に応じています。

《身体障がい者相談員》

瀧澤 久美子
47-3900（自宅）

《知的障がい者相談員》

高 田 喜 隆
47-2484（自宅）
47-2009（ほろしりの里）

(6) 新冠町相談支援事業所 「相談室 かける」(新冠ほくと園)

障がいのある方が安心して生活できるように、年齢や障がいの種別なく総合的な相談支援を行っています。相談料は無料です。

○開設日時 毎週 月～金曜日(祝祭日は除きます)

午前9時～午後6時

※土日祭日は携帯電話への転送により相談等に応じます。

○お問い合わせ 新冠町字本町 65 番地の 17

(サポートセンターえましか内)

TEL 47-2333



(7) 新冠町地域活動支援センター

障がいをお持ちの方の日中の活動を支援するため支援センターを運営しています。

○支援の内容

生活上の相談、スポーツ・レクリエーション・趣味・作業活動等

○開設日時 毎週 月～金曜日(原則土日祝祭日、年末年始は除きます)

○お問い合わせ 新冠町字本町 65 番地の 17

新冠町地域活動支援センター

(サポートセンターえましか内)

TEL 47-2333



障害者総合支援法による給付サービス

《問い合わせ先：保健福祉課 保健福祉グループ（福祉）》

障がいをお持ちの方々は、法律により様々なサービスを受けることができます。

＜対 象 者＞

身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
(手帳をお持ちでない方もご相談ください)

＜手 続 き＞

サービスを受けるためには、認定が必要となります。
まずは、保健福祉課福祉係までご相談ください。

＜自己負担＞

原則、サービス給付費の1割

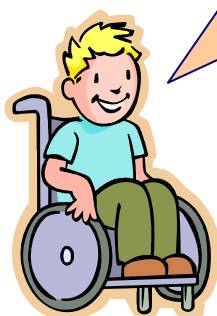


受けることができるサービスは、次のようなものがあります。

	サービス名	サービス内容
介護給付	居宅介護	ヘルパーが、訪問し身のまわりのお世話をします。 ・着替え、入浴援助、食事、掃除、洗濯など
	重度訪問介護	ヘルパーが、重度の障がいのある方を訪問して日常生活や外出の援助をします。
	行動援護	ヘルパーが安心して外出できるよう支援します。
	重度障害者等包括支援	重度障がい者が、必要なサービスを組み合わせて利用できます。 ・重度訪問介護と短期入所 ・生活介護と共同生活介護など
	短期入所（ショートステイ）	介護者に用事があるときなどに、施設に短期間、宿泊することができます。
	療養介護	重い障がいをもつ方が入院して医療を受けながら日常生活の支援を受けることができます。
	生活介護	日中、施設で生活の支援を受けることができます。 ・入浴、トイレ、食事など
	施設入所支援	日常生活の支援を受けながら、施設で暮らすことができます。
	共同生活介護（グループホーム）	障がい者がアパートや家で一緒に生活し、世話人から日常生活の支援を受けます。 ・入浴、トイレ、食事、金銭管理など

	サービス名	サービス内容
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練)	身体に障がいのある方が、体をうまく動かすことができるように、訓練を受けることができます。
	自立訓練 (生活訓練)	障がいをもつ方が、地域での自立した生活ができるよう、自分で身の回りのことをする訓練を受けることができます。
	就労移行支援	会社等に就職するための訓練を受けることができます。仕事探しの相談もできます。
	就労継続支援 (A 型、B 型)	会社以外の場所で、支援を受けながら働くことができます。
	就労定着支援	事業所に新たに雇用された障がい者に対して、事業所で就労の継続を図るために、雇用主・事業者・医療機関等との連絡調整等の支援を受ける事ができます。
	自立生活援助	施設やグループホームで生活していた障がい者が、一般住宅にて自立した日常生活をおくれるよう、定期的な巡回や相談に応じ、必要な援助を受ける事ができます。
地域相談支援給付	地域移行支援	施設等に入所している障がい者または、病院等に入院している障がい者が、地域で生活するための活動に関する相談や、その他の必要な支援を受ける事ができます。
	地域定着支援	一般住宅において単身等で生活する障がい者に対し、常時の連絡体制の確保や、緊急の事態等の際の相談、その他必要な支援が受けられます。
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を受けられます。(対象：未就学児)
	放課後デイサービス	放課後や夏休み等において、生活能力向上のための訓練を受けられます。(対象：就学時)
	保育所等訪問	保育所等における集団生活の適応のための専門的支援を受けられます。

わからないことは聞いてみよう！



発行：新冠町字北星町 3 番地の 2



新冠町役場 保健福祉課 保健福祉グループ (福祉係)
連絡先 4 7-2 1 1 3 (ダイヤルイン)